

第3回 マイクロチップの装着等の義務化に係る 自治体説明会

令和5年2月1日
環境省 動物愛護管理室

1. 動物愛護管理法施行規則の改正について

- ・ 改正概要
- ・ パブリックコメントの概要

2. 狂犬病予防法の特例制度について

- ・ 特例制度の参加状況
- ・ アンケート結果
- ・ 特例通知に基づく登録事務の運用状況

3. 令和4年度の「犬と猫のマイクロチップ情報登録」システム改修予定について

4. 返還事例の報告に関する検討について

5. マイクロチップ登録情報の変更に関する周知について（引越し案内への追加）

6. マイクロチップ制度における日本獣医師会との調整状況

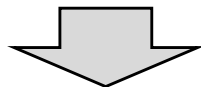
7. その他

1. 動物愛護管理法施行規則の改正について

① マイクロチップの取り外し後の速やかな装着（第21条の6）

- 健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあるやむを得ない事由として、マイクロチップを取り外す。

⇒当該やむを得ない事由の消滅後速やかにマイクロチップを装着する。

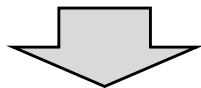


マイクロチップの取り外し後の装着規定の追加

② マイクロチップ情報の提供（第21条の11）

- 負傷等した犬猫を発見した者は、その所有者が判明しているときには通報する。（努力義務）

⇒獣医師が負傷等した犬猫を発見した場合に、システムから登録情報を検索する。



動物病院等が所有者に通報するための獣医師への情報提供規定の追加

※ その他：飼養管理基準超過時の通知に関する情報提供（第21条の11）

- ・ 登録を受けた第一種動物取扱業者が所有する雌の犬猫の交配時年齢や出産回数が、基準省令★に定められた基準を超過した場合に、指定登録機関から都道府県等宛てに通知する根拠規定を明確化するための規定。
- ・ 都道府県等は法第23条第1項、法第24条第1項及び法第24条の2第1項の事務に必要な範囲内で個人情報閲覧する。

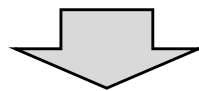
★ 第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令

① マイクロチップの取り外し後の速やかな装着（第21条の6）

- 第21条の6に「**マイクロチップを取り外した後の装着**」を追加規定する。

背景・課題

- ・ 施行通知において、マイクロチップ装着部位周辺の適切な診療に支障が生じる場合又は磁気共鳴画像法(MRI)による画像診断を行う予定があり撮影に支障が生じる場合等を例示し、獣医師の判断により取り外すことができる旨を示している。
- ・ 健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあるとしてマイクロチップが取り外された犬猫について、不適正飼養や安易な遺棄につながる可能性がある。



対応案

マイクロチップが装着され、登録義務が課せられた犬猫は、適正飼養や遺棄防止の観点から継続して登録情報を管理する必要がある。このため、取り外し事由が消滅した場合には、速やかに装着することとする。

<改正概要：第21条の6（取り外しの禁止）>

環境省令で定めるやむを得ない事由は、犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあることとする。ただし、当該事由によりマイクロチップを取り外した場合、当該事由の消滅後速やかに装着するものとする。

<参考：第21条の4第3項（やむを得ない事由が消滅した後の装着規定）>

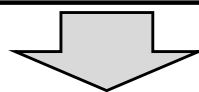
- 3 法第39条の2第1項の環境省令で定めるやむを得ない事由は、次に掲げるものとする。ただし、第2号に掲げる事由がある場合においては、当該事由の消滅後速やかに装着するものとする。
 - 一 犬又は猫に既にマイクロチップが装着されていること。
 - 二 犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあること。

② マイクロチップ情報の提供（第21条の11）

● 第21条の11に「**獣医師への情報提供**」を追加規定する。

背景・課題

- 民間登録団体のマイクロチップ登録事業を利用し、獣医師は動物病院に持ち込まれた犬猫を返還している実績がある。
- 自治体等が稼働していない休日や夜間の時間帯、緊急時等に負傷等した犬猫が動物病院に持ち込まれることがある。
- 法定登録制度では、獣医師への情報提供がされておらず、マイクロチップリーダーを配備していても、負傷等した犬猫の所有者に直ちに通報ができない。（治療の了承等を得ることができない。）



対応案

動物病院に持ち込まれた犬猫については、休日や夜間、緊急時等の自治体等が稼働していない時間帯であっても、動物病院の獣医師が犬猫の所有者に直ちに連絡することを可能とする。このため、環境大臣は、動物病院の獣医師に対し、犬猫の所有者に関する情報を提供することとする（獣医師による指定登録機関の登録データベースの検索を可能とする。）

<改正概要：第21条の11（情報の提供）>

環境大臣は、獣医療法に規定する診療施設の開設の届出をした獣医師、当該届出があった診療施設で診療の業務を行う獣医師及び診療施設を管理する者（獣医師）に対し、負傷等した犬猫の所有者に対する通報に必要な範囲内において、犬及び猫の登録に係る情報の提供を行う。

※指定登録機関の登録データベースを利用する獣医師は、個人情報保護法に定める『個人情報取扱事業者』に該当し、同法に基づく各種義務（不適正な利用の禁止等）がかかる。

<参考：法第36条第1項（負傷動物等の発見者の通報措置）>

第三十六条 道路、公園、広場その他の公共の場所において、疾病にかかり、若しくは負傷した犬、猫等の動物又は犬、猫等の動物の死体を発見した者は、速やかに、その所有者が判明しているときは所有者に、その所有者が判明しないときは都道府県知事等に通報するように努めなければならない。

所有者不明の犬猫の返還図（現状）



飼い主はどこに
いるのだろう？

拾得者

迷子犬猫

迷子の犬猫を発見し、
拾得する。



動物病院

マイクロチップの識別
番号を読み取る。

注：対応できない動物病院もある。

※2 獣医師が民間登録団体の登録状況を確認し、飼い主に直接、電話で連絡する場合があります。



動物愛護管理センター・保健所等

保健センター

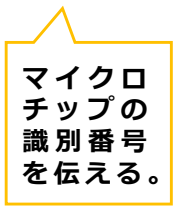
マイクロチップの識別
番号を読み取る。

データベース
検索へ

環境省データベースから
検索する。※1

DB

※1 環境省データベースに登録がない場合には、
民間登録団体の登録状況を確認する。

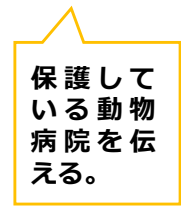


指定登録機関
(日本獣医師会)

環境省データベースから
検索する。

DB

※受付時間
8:00~20:00
(土日祝日含む)



飼い主

動物愛護管理センター、
保健所、指定登録機関
からの連絡を待つ。

電話連絡を受け取れる
ようにする。

所有者不明の犬猫の返還図（改正後）

自治体経由 動物病院経由

飼い主はどこに
いるのだろう？

拾得者

迷子犬猫

迷子の犬猫を発見し、
拾得する。

引取りの
求め

動物愛護管理センター・保健所等

保健センター

マイクロチップの識別
番号を読み取る。

データベース
検索へ

環境省データベースから
検索する。*1

DB

*1 環境省データベースに登録がない場合には、
民間登録団体の登録状況を確認する。

持込み

動物病院

① マイクロチップの識別
番号を読み取る。

② 環境省データベースか
ら検索する。*2

お迎え

お迎え

電話連絡

保護して
いること
を伝える。

飼い主

動物愛護管
理センター、
保健所、動
物病院から
の連絡を待
つ。

電話連絡を受け取る
ようにする。

電話連絡

保護していることを伝える。

注：対応できない動物病院もある。

*2 環境省データベースに登録がない
場合には、民間登録団体の登録状
況を確認する。

パブリックコメントの概要

意見募集対象

- 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令案

意見募集期間

- 令和4年11月24日（木）から同年12月23日（金）まで

改正後

(取外しの禁止)
第二十一条の六 法第三十九条の四の環境省令で定めるやむを得ない事由は、犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあることとする。ただし、当該事由によりマイクロチップを取り外した場合、当該事由の消滅後速やかに装着するものとする。

第二十一条の十一 環境大臣（指定登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、指定登録機関。以下この条において同じ。）は、都道府県知事に対し、法第二十三条第一項、法第二十四条第一項及び法第二十四条の二第一項に規定する事務の実施に必要な範囲内において、犬及び猫の登録に係る情報の提供を行うものとする。

(略)

3 環境大臣は、獣医療法第三条に規定する診療施設の開設の届出をした獣医師、当該届出があった診療施設で診療の業務を行う獣医師及び同法第五条第二項に規定する診療施設を管理する者に対し、法第三十六条第一項に規定する所有者に対する通報に必要な範囲内において、犬及び猫の登録に係る情報の提供を行うものとする。

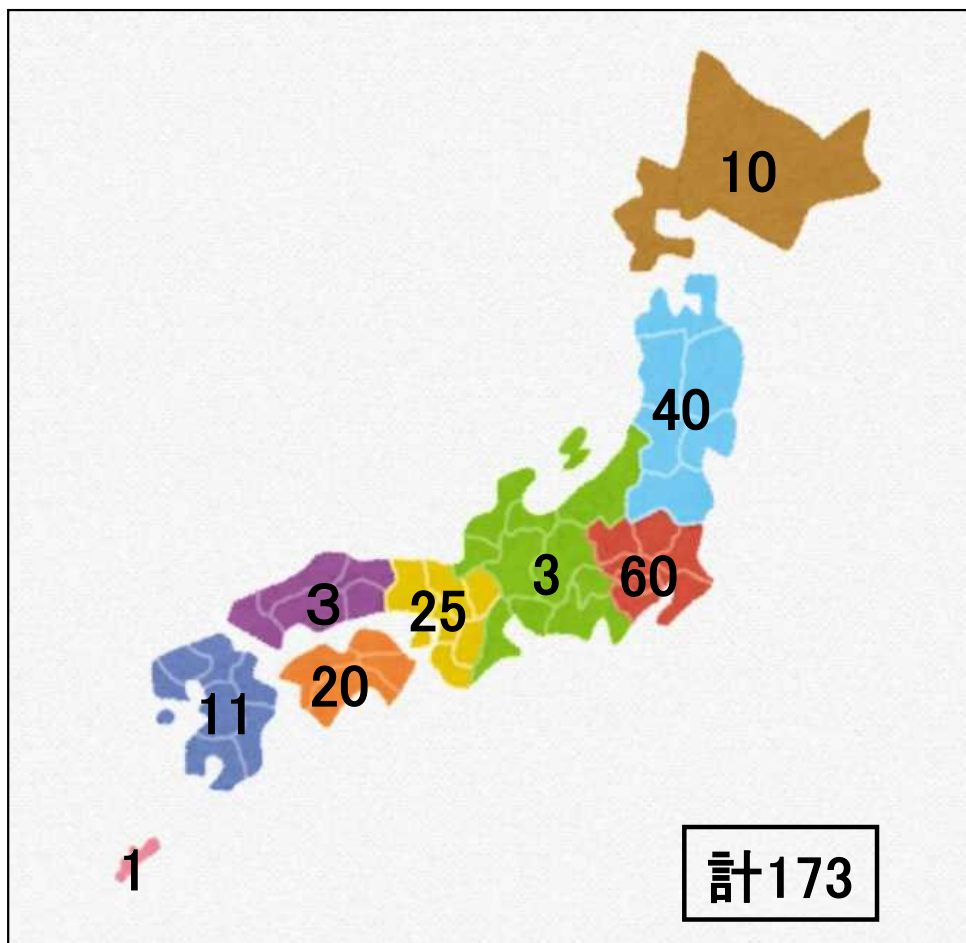
改正前

(取外しの禁止)
第二十一条の六 法第三十九条の四の環境省令で定めるやむを得ない事由は、犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあることとする。

新設

2. 狂犬病予防法の特例制度について

特例制度の参加状況（令和5年1月4日時点）



<政令指定都市・中核市・特別区の状況>

○東北地方

・岩手県: 盛岡市

○関東地方

・千葉県: 柏市

・東京都: 目黒区除く22区、八王子市

・神奈川県: 川崎市

○関西地方

・京都府: 京都市

・大阪府: 大阪市、堺市、豊中市、高槻市、八尾市、東大阪市

・奈良県: 奈良市

○四国地方

・愛媛県: 松山市

・高知県: 高知市

・緑: 政令指定都市(4)

・青: 中核市(10)

・黄: 特別区(22)

●【求め】をしている市町村

北海道 10 青森県 15 岩手県 14 宮城県 7 福島県 4 茨城県 2 埼玉県 4 千葉県 12

東京都 41 神奈川県 1 新潟県 1 石川県 1 静岡県 1 京都府 1 大阪府 12

奈良県 7 和歌山県 5 鳥取県 1 広島県 1 山口県 1 徳島県 2 愛媛県 7 高知県 11

福岡県 2 熊本県 7 鹿児島県 2 沖縄県 1

アンケート結果（概要）

★ 市町村には特別区を含む。

1. 特例に基づく犬の登録手数料の徴収について

参加市町村※ ¹ の内訳（160）		特例に基づく犬の登録手数料を徴収している市町村の内訳※ ² （157）		特例に基づく犬の登録手数料を徴収していない市町村の内訳※ ²	
政令指定都市・中核市・特別区	その他の市町村	政令指定都市・中核市・特別区	その他の市町村	政令指定都市・中核市・特別区	その他の市町村
35	125	0	44	35	78

※1：令和4年9月1日時点

※2：回答市町村（157）について計上。3市町回答なし。

2. 徴収方法について（主な回答）

請求書を郵送し、納付を案内している。	24
請求書を電子メールで送信し、納付の案内をしている。	0
電話で連絡し、窓口に来庁するように促している。	13
地方獣医師会に徴収業務を委託している。	0※ ³
無回答	7
計	44

※3：複数回答として1市ある。

参考：手数料の額：3,000円（43）、1,400円（1）

3. 特例通知から原簿への登録作業方法について

ダウンロードしたCSVデータを既存の原簿登録システムにアップロードしている。	10
ダウンロードしたCSVデータ（電子ファイル）をそのまま又は一部加工して、原簿としている。	2
ダウンロードしたCSVデータを参照しながら、手作業で既存の原簿登録システムに入力している。	121
ダウンロードしたCSVデータを参照しながら、手作業で既存の登録原簿エクセルファイルに入力している。	12
ダウンロードしたCSVデータを参照しながら、手作業で既存の登録原簿紙台帳に記載している。	6
無回答	6
計	157

アンケート結果：「手数料」に関する項目

① 手数料条例を改正し、手数料を徴収する・しない旨の規定を整備した。（条文例）

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第1項及び第2項の規定に基づく犬の登録及び鑑札の交付（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第2項の規定が適用される場合を含む・除く。）

② 既存の手数料条例において、特例制度に係る手数料は徴収できないと解釈した。

手数料条例には「犬の登録及び鑑札の交付」と規定されている。特例制度では、「鑑札を交付しない」ことから、手数料は徴収できないと解釈した。

③ 既存の手数料条例において、特例制度に係る手数料は徴収できると解釈した。

手数料条例では「犬の登録」に対して手数料が定められている。マイクロチップを登録した時点で、狂犬病予防法に基づく登録申請があり、原簿に登録され、鑑札が交付されたとみなすため、「登録申請の際に手数料を徴収する」旨の手数料条例の規定に特例制度に係る登録申請も含まれると解釈した。

④ 手数料の免除に係る要綱を整備した。

既存の手数料条例に規定のある「その他市長が減額又は免除を適当と認めるとき。」の免除規定を適用するため、「狂犬病予防法の特例に基づく犬の登録手数料免除取扱要綱」の整備を行った。

アンケート結果：メリット・デメリット概要

メリット

- ① 犬の所有者は、窓口で情報変更等の届出をする必要がなくなるため、負担軽減につながる（市民の利便性向上）。対応する職員の窓口業務も軽減される。
- ② マイクロチップ登録情報が随時、通知されるため、実飼育数の把握につながり、市内の未登録犬が減少する。新規登録数の増加にもつながる。狂犬病予防接種頭数の増加も期待できる。
- ③ 特例制度参加市町村間で、原則、原簿送付事務が不要となる。職員の事務負担が軽減される。
- ④ 鑑札の作成枚数が削減に伴う、歳出削減につながる。
- ⑤ 登録情報の変更履歴を閲覧できるため、原簿への入力・管理に活用できる。

総括

- ① 犬の所有者は、役所の窓口に行く必要がなくなるため、負担軽減につながる。一方で、窓口での職員による申請・届出事項の確認や所有者への狂犬病予防接種等に関わる普及啓発ができなくなる。
- ② 特例通知により、随時、管内の犬の登録情報を把握できる。一方で、犬猫等販売業者から購入した所有者や犬の所在地を移した犬猫等販売業者が手続きを怠ると、真の所有者を把握できない場合がある。
- ③ 特例制度参加市町村の間で犬の所在地が変更した場合には、事務負担が軽減される。一方で、特例制度参加・不参加市町村間で犬の所在地が変更した場合には、市町村間で確認作業が生じている。

デメリット

- ① 窓口での手続きが少なくなるため、所有者への普及啓発機会が減少してしまう。
- ② 犬猫等販売業者が販売した後に、購入者が変更登録を受けていない場合、真の所有者を行政側で把握できない。狂犬病予防接種の案内ハガキを真の所有者に送付できない。
- ③ 犬の所在地変更が特例制度の参加・不参加市町村間で生じると、転入・転出時の取扱において市町村間での確認作業を要することがある。
- ④ 犬の登録方法がマイクロチップの装着・未装着によって2通りとなったことで、事務が煩雑になる。
- ⑤ 原簿管理する上で、鑑札番号とマイクロチップ番号を共有させる作業が必要となる。
- ⑥ 原簿システムの改修が間に合わず、原簿入力が追いついていない。改修に予算措置が必要となる。
- ⑦ 全国展開しているペットショップの場合、販売に至るまで市町村間を移動することが多いため、その都度、特例通知が届く。その事務処理量が増加する。
- ⑧ 狂犬病予防接種済票の交付業務を委託している獣医師が環境省システムから登録状況を確認できないため、接種会場で済票交付ができない場合がある。
- ⑨ 所有者から手数料を徴収しない運用の場合、歳入が減少する。徴収する運用の場合、請求書等の送付事務が生じる。
- ⑩ 新制度に対応するための体制整備や問合せの対応に関する負担が増加した。
- ⑪ 環境省システムに入力された登録情報に誤りがある場合、飼い主への確認作業を要する。

デメリット解消に向けて制度の更新を検討していきます。

特例通知に基づく登録事務の運用状況（ヒアリング結果）

「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイトへログイン



「狂犬病予防法の特例に関する情報の検索」からCSVファイルをダウンロード

※ 詳細は「基礎自治体向けシステム操作マニュアル」を参照。



CSVファイルをExcelファイルに変換する。

CSV（Excel）ファイルを「入力用システム※2」にアップロードする。

Excelファイルを加工し、通知一覧を作成する。

ExcelファイルをAccessにインポートする。

「入力用システム※2」の補助を使いながら、「原簿システム※1」へ手入力する。

「原簿システム※1」入力用の帳票を作成する。

「原簿システム※1」に手入力する。

原簿システム※1への入力内容と元データを目視で突合する。

※1：日本コンピューター株式会社の「WEL-MOTHERシステム」等

※2：市職員が独自に開発したシステム。キーボード操作の一部自動化機能が盛り込まれている。

特例通知に基づく登録事務の運用状況（補足）

① 検索用システムの市独自開発

- 主に非参加市町村から特例通知が届いているか照会があった際に、迅速に検索するためのシステムである。

⇒ CSVファイルをAccessにインポートして、「検索用システム」にアップデートする。

- 環境省システムでは「通知日」検索しかできないことや、1,000件単位での検索結果しか出力できないため、マイクロチップ番号で照会があっても迅速な回答ができない。

※ 御要望：「マイクロチップ番号」や「管理通番」等での検索機能の追加

※ 御要望：CSVファイルの閲覧画面用の様式での出力

参考：閲覧画面用の様式

② 入力用の帳票のイメージ

- 原簿システムに手入力しやすいような一覧形式の帳票(A4両面16件)を作成し、作業時間を削減している。
- ⇒ Accessにインポートすることで作成している。

管理通番	所有者住所（町名）	所有者住所（町名以降）	犬種	その他の犬種		マイクロチップ番号	
通知日	犬の所在地（町名）	犬の所在地（町名以降）	毛色	その他の毛色		性別	
手続種別	所有者名		犬の名	生年月日	日齢	状態	死亡日
移動区分	固定電話	携帯電話	備考				
海外出国	旧所有者住所		旧所有者			旧犬の名	
	旧犬の所在地		旧登録年月日	旧鑑札番号			
12345	千代田区霞ヶ関	1-2-2	チワワ			123,456,789,012,345	
R4.7.30	千代田区霞ヶ関	1-2-2	クリーム			メス	
所有者変更	浅利達郎		チップ	R4.4.3	118	生存	
転入	03-3581-3351	090-9999-9999					
	川崎市川崎区	3-4-5	(株)ペット			マイクロ	
	川崎市川崎区	3-4-5					

※ 御要望：住所（所在地）の入力方式を全角限定にするなどルール化(CSVファイルからの誤変換を防ぐため)

3. 令和4年度の「犬と猫のマイクロチップ情報登録」 システム改修予定について

今年度のシステム改修予定

① 獣医師※への利用権限の追加（逸走情報の検索）

- 令和5年度の早い段階での運用開始を目指す（法制的な整備は今年度対応予定）。



※ 権限を付与する獣医師

獣医療法第3条に規定する開設届をした獣医師
獣医療法第3条に規定する診療業務を行う獣医師
獣医療法第5条第2項に規定する診療施設を管理する獣医師

② 中核市へのアクセス権限範囲の更新（中核市内に所在する犬猫の情報）

- 動物取扱業や飼養者への規制に関する権限が都道府県から委譲されている中核市に対して、当該市内に対応した「飼養管理基準超過情報の検索」や「所有者別の検索」をできるようにする。



例：群馬県高崎市



⇒ 高崎市内に所在する犬猫の情報のみ検索される。

③ 登録項目「第一種業種別登録番号」の入力文字数の増加

業種	犬猫の所在地の都道府県又は政令指定都市から発行された登録番号
<input type="checkbox"/> 販売	<input type="text"/>
<input type="checkbox"/> 保管	<input type="text"/>
<input type="checkbox"/> 貸出し	<input type="text"/>
<input type="checkbox"/> 訓練	<input type="text"/>
<input type="checkbox"/> 展示	<input type="text"/>
<input type="checkbox"/> 競りあっせん業	<input type="text"/>
<input type="checkbox"/> 譲受飼養業	<input type="text"/>

- 「第一種業種別登録番号」の入力可能な文字数を増やし、正確な情報を入力できるようにする。

入力可能な文字数を増やす。

4. 返還事例の報告に関する検討について

令和2年度の所有者不明の犬猫の引取り・返還数

引取り数：59,253頭



?頭

どのくらい減少したのか？

返還数：9,718頭



?頭

どのくらい増加したのか？

犬・猫の引取り及び処分の状況

	引取り数					処分数								
	飼い主から		所有者不明		合計	返還数	返還数のうち 幼齢個体	譲渡数	譲渡数のうち 幼齢個体	殺処分数 ※				殺処分数 のうち 幼齢個体
	成熟個体	幼齢の個体	成熟個体	幼齢の個体						①	②	③	合計	
犬	2,506	195	19,891	5,043	27,635	9,463	29	14,736	4,268	2,789	642	628	4,059	806
猫	7,454	3,025	6,465	27,854	44,798	255	44	25,130	16,746	9,262	5,713	4,730	19,705	13,030
合計	9,960	3,220	26,356	32,897	72,433	9,718	73	39,866	21,014	12,051	6,355	5,358	23,764	13,836

➤ **令和5年度版**事務提要で「マイクロチップの読み取りによる返還数」を示したい。



令和5年4月1日～マイクロチップの読み取りによる返還数の集計・報告等の依頼を検討中



マイクロチップくん

効果検証が必要です！御意見、お待ちしております！

5. マイクロチップ登録情報の変更に関する周知 について（引越し案内への追加）

転出・転入に関する案内（紙媒体）への周知

※ 転入・転出の際に、マイクロチップの登録情報も更新する必要がある。

から転出されるみなさまへ

市に在住中は、本市発展のために御協力いただきありがとうございました。新住所地では、次の項目に御留意され手続きされますようお願いいたします。詳細については新住所地の担当窓口でお尋ねください。

1 転入手続き

新しい住所地に住み始めてから14日以内に、転出証明書（又は転入届の特例の適用を受ける場合はマイナンバーカード（個人番号カード）・住民基本台帳カード）を持って、新住所地の市区町村で転入の手続きをしてください。

※新しい住所地に住み始めてからの届出が正当な理由なく14日をこえた場合は、過料に処せられることがありますので御注意ください。

※転入の手続きの際に、届出人の印鑑や運転免許証等の本人確認書類が必要となる場合がありますので、あらかじめ新住所地の市区町村にお問い合わせの上、手続きをしてください。

2 転出証明書について

(1) 転出をとりやめた時・・・転出証明書と運転免許証等の本人確認書類を持って、転出証明書の交付を受けた窓口で転出取消の手続きをしてください。

(2) 転出証明書を紛失した時・・・運転免許証等の本人確認書類を持って、転出証明書の交付を受けた窓口へおいでください。

(3) 引っ越しが完了した日（異動年月日）や新しい住所が変更となった時・・・そのまま新しい住所地の市区町村で手続きをしてください。

3 予定転出の届出を行った場合

予定転出の届出を行った後に住民票の写し等が必要となった場合は、他の市町村への転入届出をしていないことの確認の為、転出証明書と本人確認書類を持って各区役所区民課又は各支所区民センターの窓口までおいでください。市税の証明書が必要となった場合は、市税事務所市民税課管理係及び市税分室管理担当にお問合せください。

4 その他の手続き

【返】：返却するもの 《受》：受け取るもの 【持】：持っていくもの

項目	では	新住所地では
<input type="checkbox"/> マイナンバーカード（個人番号カード） （お持ちの方のみ）	特にありません。 ※署名用電子証明書の交付を受けている方は失効します。 ※申請中でまだ受け取られていない場合は自動的に申請取消となります。	【持】 マイナンバーカード（個人番号カード） ○継続利用を希望される方は継続利用の手続きをしてください。 ○署名用電子証明書が必要な場合、あらためて発行手続きをしてください。 ※マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちでない方で必要な方はあらためて申請してください。
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード （お持ちの方のみ）	○新住所地での継続利用を希望される方以外は返却してください。 ○公的個人認証制度による電子証明書の交付を受けている方は失効します。	○継続利用を希望される方は継続利用の手続きをしてください。 ○公的個人認証制度による電子証明書が必要な場合は、新住所地でマイナンバーカード（個人番号カード）への切替を御検討ください。
<input type="checkbox"/> 印鑑登録	【返】 印鑑登録証（又はカード） ○転出日に自動的にまっ消されます。 ○転出予定日前日までに印鑑登録証明書が必要な場合は、転出証明書と印鑑登録証を添えて請求することができます。ただし、行政サービスコーナー及びコンビニ交付ではお取扱いきません。	必要な方はあらためて申請してください。
<input type="checkbox"/> 小・中学校の転校	《受》 在学証明書、教科書給与証明書（各学校にて）	《受》 入学通知書
<input type="checkbox"/> 児童手当	○受給者の転出（予定）日の属する月分まで手当を支給します。 （受給者：支給対象児童ではなく、父母等児童手当を受けている方）	○転入先であらためて申請してください。申請が遅れると遅れた月分の手当が受けられなくなります。
<input type="checkbox"/> 国民年金（加入者） <input type="checkbox"/> 国民年金（受給者）	特にありません。 特にありません。	【持】 年金手帳 【持】 年金証書、《受》 住所変更届
<input type="checkbox"/> 医療証（ひとり親家庭・乳幼児・重度障害者等）	【返】 医療証	所得証明が必要な場合がありますので、新住所地へお問い合わせください。

転出・転入に関する案内（紙媒体）への周知

4 その他の手続き（つづき）

項 目	■では	新住所地では
<input type="checkbox"/> 国民健康保険	【返】■国民健康保険被保険者証 ○転出月の前月分までの保険料の清算を行います。 ○世帯のうち一部の方が転出する場合は、その方のみ削除します。 《受》旧被扶養者異動連絡票（※） 《受》特定同一世帯所属者異動連絡票（※） ※後期高齢者医療制度に係る保険料の軽減を受けていた方のみ	[持] 新住所地の国民健康保険被保険者証 ○ただし、転入先の世帯が既に国民健康保険に加入している場合に限りです。 [持] 旧被扶養者異動連絡票（※） [持] 特定同一世帯所属者異動連絡票（※） ※後期高齢者医療制度に係る保険料の軽減を受けていた方のみ
<input type="checkbox"/> 身障者手帳	住所変更の届出（区役所高齢・障害課、地区健康福祉ステーションへ）	住所変更の届出
<input type="checkbox"/> 療育手帳	住所変更の届出（区役所高齢・障害課、地区健康福祉ステーションへ）	住所変更の届出
<input type="checkbox"/> 介護保険	【返】介護保険被保険者証（介護保険料の精算は後日通知いたします。）	[持] 受給資格証明書
<input type="checkbox"/> 要介護・要支援認定を受けている方	《受》受給資格証明書（区役所高齢・障害課、地区健康福祉ステーション介護保険係へ）	○転出後、14日以内に転出先に提出。
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証（75歳以上の方）	【返】後期高齢者医療被保険者証 ○県外に転出される方のみお受け取りください。 《受》負担区分証明書（区役所保険年金課、支所区民センターへ）	[持] 負担区分証明書 ○県外に転出される方のみお持ちください。
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証（一定の障害をお持ちの65～74歳の方）	【返】後期高齢者医療被保険者証 ○県外に転出される方のみお受け取りください。 《受》負担区分証明書（区役所保険年金課、支所区民センターへ） 《受》障害認定証明書（区役所保険年金課、支所区民センターへ）	[持] 負担区分証明書 [持] 障害認定証明書 ○県外に転出される方のみお持ちください。
<input type="checkbox"/> バイク（125cc以下）	【返】標識（ナンバープレート）、標識交付証明書 《受》廃車申告受付書 ※受付窓口：市税事務所市民税課、市税分室	[持] 廃車申告受付書
<input type="checkbox"/> 軽二・二輪の小型	関東運輸局■支局へお問い合わせください。	
<input type="checkbox"/> 軽自動車	軽自動車検査協会へお問い合わせください。	
<input type="checkbox"/> マイクロチップ情報登録	特にありません。	犬の所在地等の変更に関して、下記URLから手続きしてください。 https://reg.mc.env.go.jp/ ※登録証明書を準備ください。

5 住民税（市民税・県民税）について（お問合せ先：各市税事務所・市税分室 市民税係）

住民税は、1月2日以降に転出された場合でも、1月1日に住民登録のあった■その年のすべて（1期から4期まで）を納めていただくことになります。出国される方は市税の納税の手続きが必要な場合があります。詳しくは各市税事務所・市税分室の市民税係までお問合せください。

6 国外へ転出した方が帰国して住民登録する際に必要なもの

- (1) パスポート (2) 戸籍全部事項証明書（とう本）又は戸籍個人事項証明書（しょう本） (3) 戸籍の附票の写し
 (4) マイナンバーカード（個人番号カード）（お持ちの方）

詳しくは、お住まいの区役所区民課又は支所区民センターまでお問合せください。

7 国民健康保険の資格について

国民健康保険の資格は、都道府県単位で管理されます。そのため、実際に転入される市町村での転入日が、本日届出していただいた転出予定日と異なると、実際の転入日が、本市の転出日となり、その日までは、本市の国民健康保険の資格が継続します。その場合は、

- ・本市の保険料が追徴または還付されることがあります。
- ・本市が支払った医療費を返還していただくことがあります。

本日届出していただいた転入予定日に転入できない場合、詳しくは各区役所保険年金課国保資格・賦課係又は支所の保険年金係までお問い合わせください。

マイクロチップ情報登録の変更に関して追記いただくよう、担当部局に周知いただきたい。

転出・転入に関する案内（ウェブページ）への周知

よくある質問(Q&A) Language

ホーム スマホサイトへ 見やすさ、使いやすさを調整 音声読み上げ 文字サイズ 小 中 大

Google 提供

サイト内検索について

防災情報 救急医療・消防

暮らし・手続き 子育て・教育 健康・医療・福祉 観光・魅力・イベント 創業・産業・ビジネス 市政全般

引越し

その他の手続き

- > 原動機付自動車(125CC以下のバイクなど)
- > 125CCを超えるバイクなど
- > 飼い犬の登録手続き(動物愛護管理センター)
- > **犬と猫のマイクロチップ情報登録（環境省：指定登録機関）**
- > 市営住宅入居の方(名義人や同居者)が引っ越しする場合(供給公社)
- > 運転免許証()
- > 普通自動車(国土交通省)
- > 軽自動車(軽自動車検査協会)
- > パスポート()

マイクロチップの情報登録の変更に
関して追記いただくよう、担当部局
に周知いただきたい。

マイクロチップ情報登録に関する記載をし、
「<https://reg.mc.env.go.jp/>」
のリンクへ飛びイメージ。

6. マイクロチップ[®]制度における日本獣医師会 との調整状況

マイクロチップ制度における日本獣医師会との調整状況

環境省の「犬と猫のマイクロチップ情報登録」制度と日本獣医師会のAIPO事業※は、データベースの一体化を念頭に併存している状況

※ 「ワクチン接種情報」、「避妊去勢情報」、「病歴・薬歴」、「かかりつけ動物病院からの情報提供」等の付加価値サービスを開始する予定。

次期動物愛護管理法改正を視野に下記の3点を検討していく。

① 犬猫以外の動物のデータを含むデータベースの一元化に向けて検討を行う。

➡ 日本獣医師会を含めた民間登録団体が保有している個人情報環境省の指定するデータベースで一体的に管理するための法的な整理を検討する。

② 平常時においても獣医師に登録情報を提供できる体制について協議を継続する。

➡ 診療のため動物病院を訪れた所有者の登録情報を獣医師が確認・修正等ができるように、法的な整備を検討する。登録情報が不正確なものでは制度として適切に機能しない。

③ 狂犬病予防法と動物愛護管理法の犬の登録データの一体的運用に向けて、厚生労働省、環境省及び公益社団法人日本獣医師会で論点整理と施策の進め方の検討を継続する。

➡ 定期的に3者で打合せの機会を設け、マイクロチップ制度と狂犬病予防制度が適切に一体的運用がなされるよう、検討する。

制度を運用する上での諸課題を解決し、利用者及び制度運用に携わる関係者の利便性の向上や円滑な運用に資するための制度構築を進めていく。

7. その他

飼養管理基準超過通知の仕様

基準



- 雌の生涯出産回数は**6回**まで。交配時の年齢は**6歳以下**、ただし、**7歳**に達した時点で生涯出産回数が**6回未満**であることを証明できる場合は、交配時の年齢は**7歳以下**とする。
- 交配時の年齢は**6歳以下**、ただし、**7歳**に達した時点で生涯出産回数が**10回未満**であることを証明できる場合は、交配時の年齢は**7歳以下**とする。

① 雌親の推定交配時年齢の判定

基準を超過した場合に通知が届く！

- 「子の生年月日」と「推定妊娠期間（60日）」から**推定交配日**を計算し、「雌親犬・猫の生年月日」からの経過月数で、「**雌親犬・猫の推定交配時年齢**」を算出する。



② 雌親の出産回数の判定

- 同じ雌を親に持つ子の頭数を出産回数としてカウントする。

複数頭の子を登録する際に全てが同一日として登録されないことが考えられる。

子の生年月日が**3日以内**の範囲にあるものは同一回の出産とみなして運用。

<同じ雌親の子の生年月日>

日	月	火	水	木	金	土
12	13	14	15	16	17	18

出産回数 = 1回とみなす。

飼養管理基準超過通知の仕様（参考）

動物の種類	判定する項目	判定内容		飼養管理基準超過の判定	
				通知有無	判定結果
	出産回数	生涯出産回数が6回以下		無	基準超過ではない
		生涯出産回数が 7回以上		有	出産回数制限超過
	推定交配時年齢	推定交配時年齢が 8歳0か月以上		有	年齢制限超過
		推定交配時年齢が 7歳0か月～11か月 かつ	7歳0か月到達時点の生涯出産回数が6回未満	無	基準超過ではない
			7歳0か月到達時点の生涯出産回数が 6回以上	有	年齢制限超過
		推定交配時年齢が6歳11か月以下 (7歳0か月未満)		無	基準超過ではない
	出産回数	※猫は出産回数での基準超過判定を行わない。		無	—
	推定交配時年齢	推定交配時年齢が 8歳0か月以上		有	年齢制限超過
		推定交配時年齢が 7歳0か月～11か月 かつ	7歳0か月到達時点の生涯出産回数が10回未満	無	基準超過ではない
			7歳0か月到達時点の生涯出産回数が 10回以上	有	年齢制限超過
		推定交配時年齢が6歳11か月以下 (7歳0か月未満)		無	基準超過ではない

※ 赤字の基準を超過した場合に、飼養管理基準を超過した**疑い**により通知される。

狂犬病予防法の特例に基づく通知の仕様

- 特例制度参加市町村に所在する犬の所有者がマイクロチップの情報登録等の手続をした場合

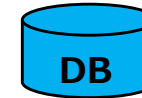
犬の所有者



ウェブサイト（手続）

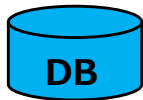


指定登録機関



- 手続完了後の翌日に指定登録機関から**特例通知**が届く。

指定登録機関



特例通知

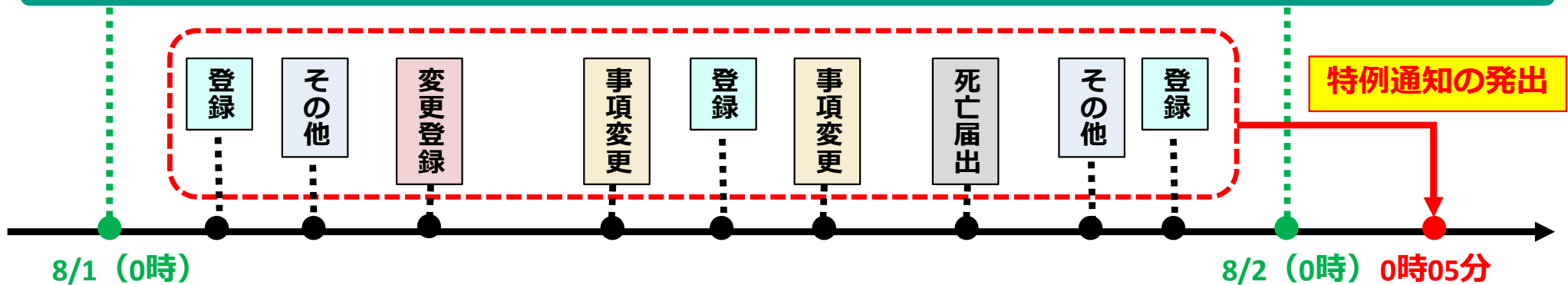


メール記載のURLクリック

ウェブサイト（検索）



通知事例：8/1の0時～24時までに手続が完了した登録情報は8/2の0時5分に**特例通知**が発出される。



8/1 (0時)

8/2 (0時) 0時05分

通知情報の分類

- ✓ マイクロチップ情報の登録・・・3件
- ✓ 所有者の変更登録・・・・・・・1件
- ✓ 登録事項変更届出・・・・・・・2件
- ✓ 死亡等の届出・・・・・・・1件
- ✓ その他・・・・・・・2件

注意：指定登録機関で行った手続の通知情報の分類

- マイクロチップ番号修正
 - マイクロチップ番号退避
 - 死亡の取り消し
- 「その他」にカウント

※ 上記以外の修正は「登録事項変更届出」にカウント

狂犬病予防法の特例に基づく通知の仕様（検索画面の補足：手続種別）

登録事項変更届出による手続種別

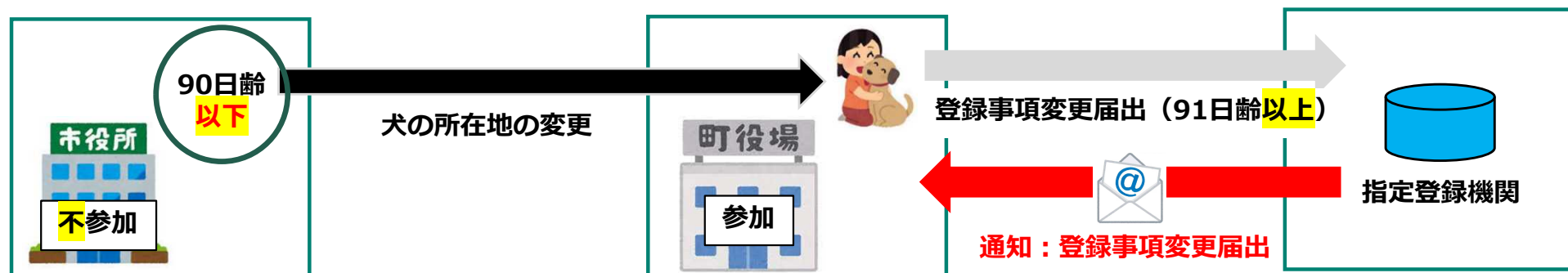
通知日	管理通番	マイクロチップの識別番号	手続種別	移動区分	所有者氏名/法人名	犬の名前
2022年5月30日	0000045776	392 142 220 007 005	所有者変更登録	域内	第一種法人	ぼちお
2022年5月30日	0000045775	392 142 220 007 005	マイクロチップ情報登録	域内	株式会社山田	ポチ

➤ 「登録事項変更届出」をするタイミングによって、通知される情報の「手続種別」が異なる。

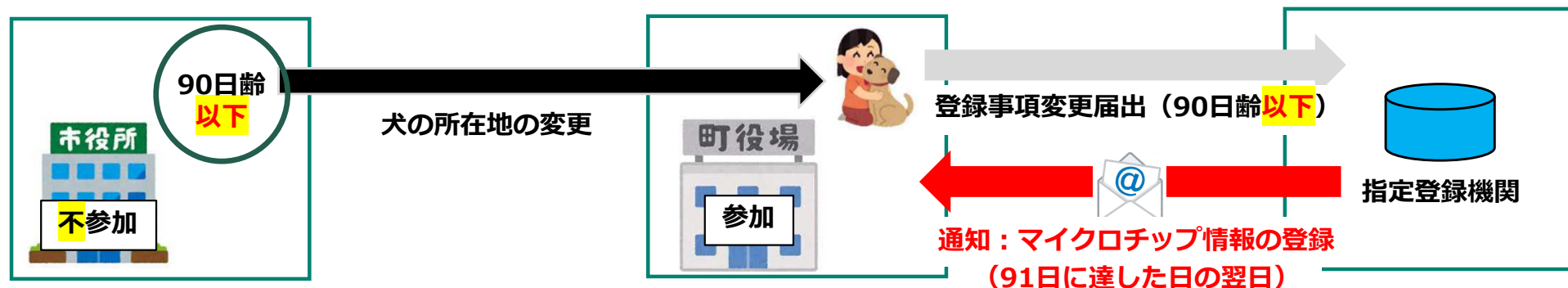
90日齢以下で届出をし、91日齢に達した場合：**マイクロチップ情報の登録**

91日齢以上で届出をした場合：**登録事項変更届出**

① 不参加市町村（90日齢以下）→参加市町村に移動→91日齢以上で「登録事項変更届出」

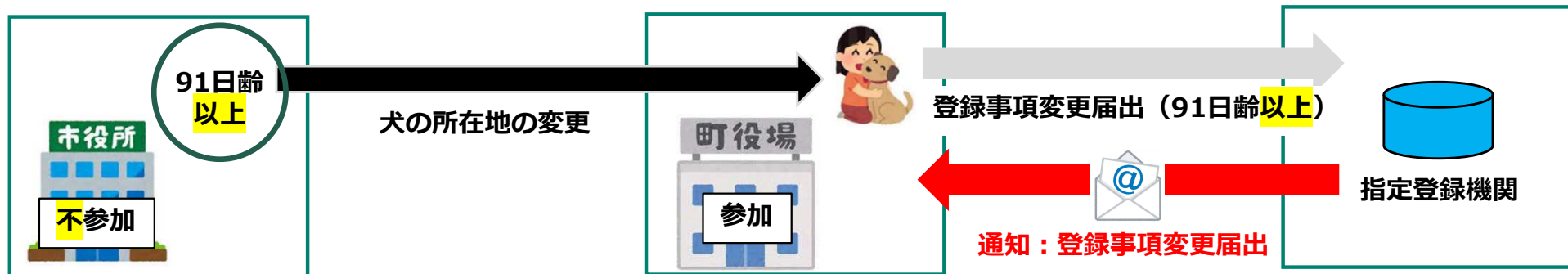


② 不参加市町村（90日齢以下）→参加市町村に移動→90日齢以下で「登録事項変更届出」

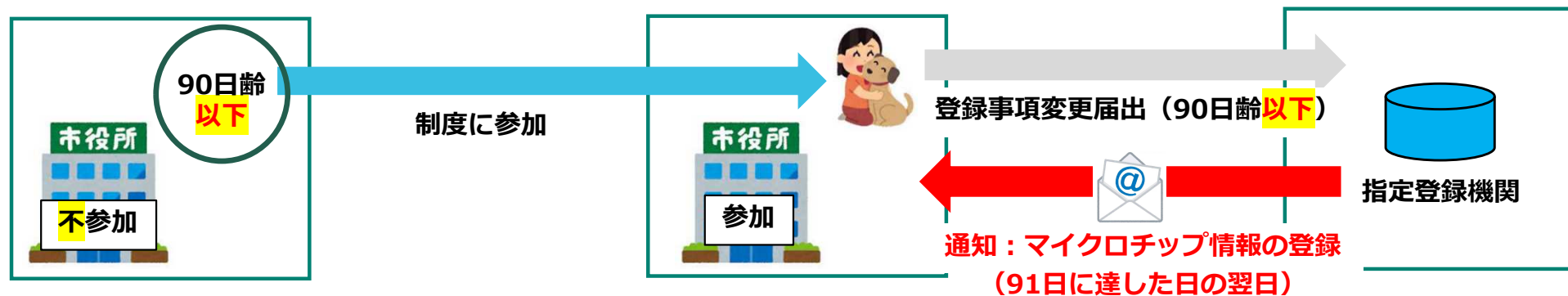


狂犬病予防法の特例に基づく通知の仕様（検索画面の補足：手続種別）

③ 不参加市町村（91日齢以上）→参加市町村に移動→「登録事項変更届出」



④ 不参加市町村（90日齢以下）→制度に参加→90日齢以下で「登録事項変更届出」



⑤ 不参加市町村（90日齢以下）→制度に参加→91日齢以上で「登録事項変更届出」

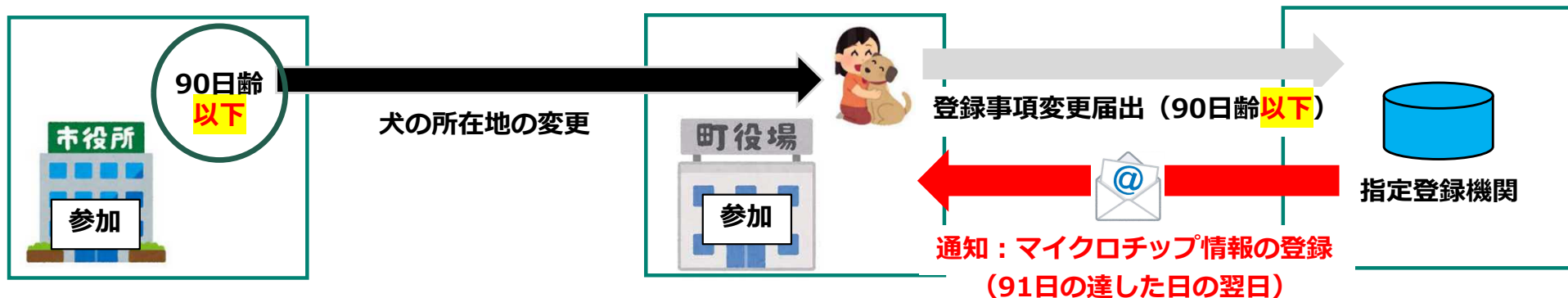


狂犬病予防法の特例に基づく通知の仕様（検索画面の補足：手続種別）

⑥ 不参加市町村（91日齢以上）→制度に参加→「登録事項変更届出」



⑦ 参加市町村（90日齢以下）→参加市町村に移動→90日齢以下で「登録事項変更届出」



⑧ 参加市町村（91日齢以上）→参加市町村に移動→「登録事項変更届出」

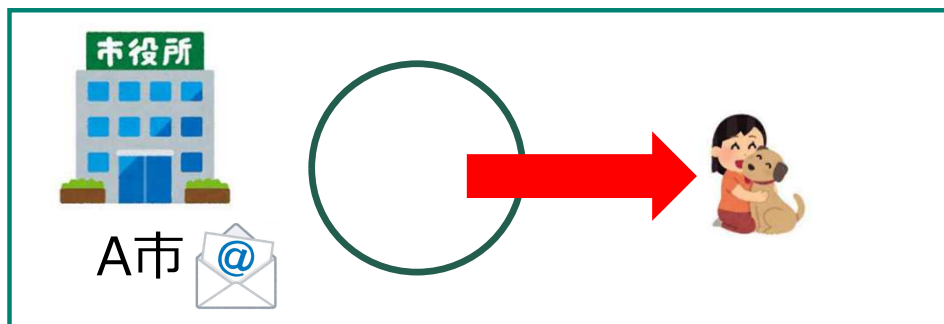


狂犬病予防法の特例に基づく通知の仕様（検索画面の補足：移動区分）

「移動区分」の分類：域内・転入・帰国・海外転出の4種類

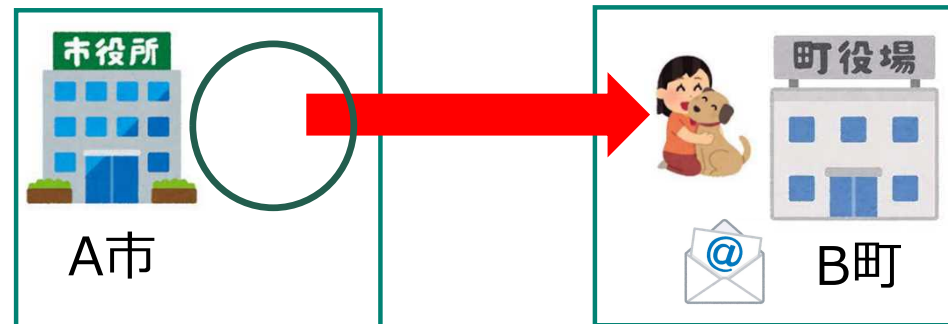
通知日	管理通番	マイクロチップの識別番号	手続種別	移動区分	所有者氏名/法人名	犬の名前
2022年5月30日	0000045776	392 142 220 007 005	所有者変更登録	域内	第一種法人	ぼちお
2022年5月30日	0000045775	392 142 220 007 005	マイクロチップ情報登録	域内	株式会社山田	ポチ
2022年5月30日	0000045201	392 142 220 007 003	所有者変更登録	域内	岡山 太郎	ぼちP
2022年5月30日	0000045200	392 142 210 003 036	所有者変更登録	域内	山田 太郎	パターン25

① 域内：同じ市町村からの移動



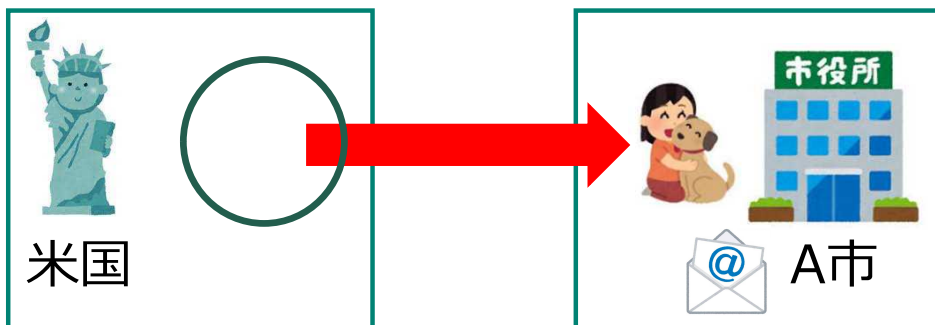
例：A市内を移動。特例通知はA市へ。

② 転入：異なる市町村からの移動



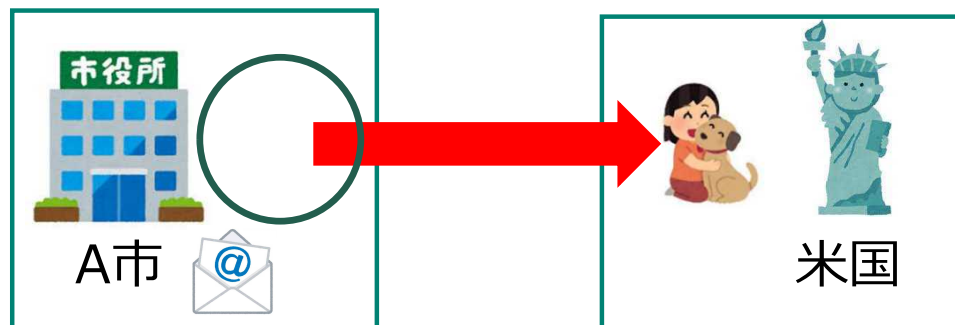
例：A市からB町へ移動。特例通知はB町へ。

③ 帰国：海外からの移動



例：米国からA市へ移動。特例通知はA市へ。

④ 海外転出：海外への移動



例：A市から米国へ移動。特例通知はA市へ。



ご清聴いただきありがとうございました。